

00944

第四種

新制中学
卒業程度

者又は、これらと同
等以上の学力を有す
るもの。
2、年令二十五才以下
のもの。
1、新制中学卒業者
(本年三月卒業見込
のものを含む)旧小
学、高等科卒業者、
青年学校、普通科卒業
者、又はこれらと同
等以上の学力を有す
るもの。
2、年令二十才以下の
もの。

2、技術系統

(一) 第一種

1、事務系統
(一) 第一種に
同じ程度

1、事務系統
(一) 第一種と同じ資
格を有するもの。

- (10)(9) 8(7)(6)(5)(4)(3)(2)(1)
- 農 畜 林 水 農
- 業 産 業 産 業 産 業
- 建 土 電 商 畜 林 水 農
- 業 土 氣 工 業 産 業 産 業
- 木 築 及 機 械

(二) 第二種

1、事務系統
(一) 第一種と
同じ程度
1、事務系統
(二) 第二種と同じ資
格を有するもの。

第一種と同じ

専門職種

3、技術系統を希望するものに対する第一次試験は事
務系統と同じ筆記試験の上に専門学科の筆記試験を
行う。

4、二系統を受験することはできるが同じ系統内の二
種(専門職種も同じ)を受験することはできない。

二、試験の方法及び時期

1、第一次試験 昭和二十五年三月下旬

2、第一次試験の内容 二系統とも筆記試験で一般
常識及び知能の考査を主眼とする。

3、第二次試験 第一次試験合格者に対し三月下旬
以降から行い、その月日場所は本人に通知する。

4、第二次試験の内容 第一次試験合格者全部に対
し身体検査と口述試験を行う。

三、試験地 鳥取市 米子市

00945

四、受験手続

1、提出書類

(一) 受験申込書 一通

(二) 最近撮影の半身脱帽の寫真
(撮影年月を記入すること) 一葉

(三) 身体検査書 一通

2、申込方法 提出書類に必要事項を記入して封皮
に「鳥取縣職員採用試験受験」と未書する。

3、受付期限 昭和二十五年三月十五日午後五時迄
に到着すること。

4、提出先 鳥取縣庁総務部人事課

五、受験資格條項

1、「公職に関する就職禁止退職等に関する勅令」の
規定により覚書該当者としての指定を受けたもの。

2、国家公務員法第三十八條第一号ないし第三号及び
第五号の各号の一の該当するもの。

六、採用の経路 試験合格者は職種毎の採用候補者名
簿に登載保管し、欠員の都度順次採用する。但し二ヶ
月以上の見習期間を経て、職員に正式採用する。

七、待遇 正式採用は経歴に応じて大体二級職ないし
六級職の職員とし給与は概ね官庁給与基準によつて支
給する。

八、今回の試験より除くもの

1、特別の資格要件を必要とする職員(医師、歯科医
師、薬剤士、農業改良普及員など)

2、比較的行政知識、能力を必要としない職員(守衛
小使など)

3、知事が特に試験の必要がないと認める職員。

九、その他

1、受験申込書は鳥取縣庁総務部人事課又はより地
方事務所、総務課に返信料をそえて照合し、正規の
用紙を受取ること。